

アーウィン関係文書について

山田 宙子

一、はじめに

本稿で紹介するアーウィン関係文書は、最後のハワイ国駐日弁理公使であり、「ハワイ官約移民」実施の最大の功労者とされているロバート・ウォルカー・アーウィン (Robert Walker Irwin) が所蔵していた資料で、ハワイ官約移民百年を迎えた一九八五(昭和六〇)年に、その孫に当たるジョン・アーウィン (John Irwin) 氏より元在ホノルル総領事の堂ノ脇光朗中南米局長(当時)を通じて外交史料館に寄贈された。

「ハワイ官約移民」は一八八五(明治一八)年に始まり、一八九四(明治二七)年までに計二六回に亘って約三万人の日本人移民をハワイに送ったが、この「官約移民」は、日本とハワイ(当時はハワイは米國に併合されおらず独立国であった)との間に締結された「日布渡航条約」(一八八六年締結)に基づいて行われたことから、「官約」と呼

ばれる。

アーウィンはこの官約移民開始当時の駐日ハワイ国代理公使(後に弁理公使)兼横浜駐在総領事として、日本との条約の締結、日本人移民の募集および送出、保護等にわたって多大な尽力を傾けたため、この「官約移民制度」は別名「アーウィン・システム」と呼ばれることもある。

二、アーウィンについて

アーウィンは、「ハワイ官約移民」ばかりでなく、日本移民史を語るに際して必ず触れられると言っても過言ではなく、これまでも既に多くの移民研究者が取り上げているので、ここではその経歴について簡単に触れるにとどめたい。

アーウィンは、一八四四年一月七日、当時デンマーク駐在米國代理大使ウィリアム・ウォーレス・アーウィン (William Wallace Irwin)

を父に、コペンハーゲンで生まれた。父はピッツバーグ市長やアメリカ下院議員を歴任しており、また母は、アメリカ独立当時の政治家ベンジャミン・フランクリン (Benjamin Franklin) の血を引く直系の子孫であった。彼は一八六六 (慶応二年) 年、二二才の時に、太平洋郵便汽船会社の横浜駐在代理人として来日し、その後、アメリカ商館と呼ばれていたウォルシュ・ホール商会に勤務し、貿易商として活躍していた。この時期に、後の移民事業においてばかりでなく、彼の生涯の協力者となる井上馨や益田孝 (後の三井物産初代社長) と知り合うことになる。特にアーウィンと三井物産との関係には深いものがあり、一八七七 (明治一〇) 年には、三井物産ロンドン支店開設準備のためアーウィンはイギリスに渡っているし、また一八七九年には、社長待遇で同社の顧問に就任している。こうしたアーウィンと益田との人的関係から、ハワイ官約移民の募集に関しては三井物産が大いに関与していたと言われている。

一方、アメリカ人であるアーウィンとハワイ王国との関係は、一八八〇 (明治一三) 年横浜駐在ハワイ国総領事 H・P・リルブリッジ (H.P. Lilibridge) が帰国のため不在となる期間、アーウィンが同国総領事代理を勤めたことから始まる。当時のハワイは日本からの集団移民の誘致を強く希望しており、一八八一年三月に来日したカラカウア (Kalakaua) ハワイ国王自らが移民誘入の交渉をしたほどであった。その後、一八八二 (明治一五) 年には移民問題に関する交渉のためカペナ (John M. Kapena) が全権公使として来日、次いで、八四年

には代わってイアウケア (Curtis P. Iaukea) が特命全権公使として派遣され、ハワイへの日本人移民誘致の交渉が本格的に開始された。しかしながら、明治元年にハワイ、グアムに渡航した日本人の集団移民が失敗に終わったという経緯があったことから、当時の日本政府は移民の送出に関しては消極的であり、このため交渉は容易にはまとまらなかった。

アーウィンが総領事に正式に任命されたのは一八八一 (明治一四) 年六月であるが、彼は同時期に「ハワイ国移民事務局特派委員」にも任命され、日本からハワイへの移民誘致の舞台へ登場していくことになる。

アーウィンは井上馨の知己であることを活用して積極的に政府に働きかけた結果、一八八五 (明治一八) 年一月、第一回官約移民九四四名がシテイ・オブ・トーキョウ号でハワイに向かった。この第一回船を皮切りにアーウィンはほとんどの移民船に同行し、渡航後のハワイ側耕主の日本人移民に対する理解を高めること、入耕状況の確認等を行っている。

アーウィンは一八九一 (明治二四) 年に駐日ハワイ国弁理公使に任命されるが、その後も官約移民に対する熱意が変わることはなかった。しかし、一八九三年のハワイ革命の勃発により王政が廃止され、その翌年には共和国が誕生するなど、ハワイの政情に大きな変化が生じた。このためハワイ政府とアーウィンの関係も変化し、また、日本政府の姿勢やハワイへの移民の形態にも変化が生じたため、官約移民は一八

九四(明治二七)年六月の第二六回船をもって終了した。

一八九八(明治三一)年八月、ハワイは米国に併合されたため、その九月、アーウィンは弁理公使を解任されるが、そのまま日本に滞在を続け、一九〇一(明治三四)年には井上馨、益田孝、渋沢栄一などとともに台湾製糖株式会社の創立発起人となり、その顧問、相談役を勤め、再び経済界に復帰した。一九〇六(明治三九)年には同社を引退し、その後は子供の教育に専念しながら余生を送ったという。しかし一九二四(大正一三)年一月病に倒れ、翌二五年一月五日、八十一才の生涯の幕を閉じた。

一八六六年の来日以来五九年間を日本で過ごしたアーウィンは、日本における正式な国際結婚の第一号でもあった。日本女性イキ夫人との間に二男四女を得ているが、本資料の寄贈者ジョン・アーウィン氏は、アーウィンの長男ロバート・アーウィン・ジュニア(Robert Irwin Jr.)の長男にあたる。

三、資料の概要

今般、外交史料館に寄贈された資料は総数四七六点(封筒一〇七点を含む)であり、その保管状態は非常に良く、薄紙にインクで書かれた一部の文書を除いて全般的に破損、汚損は少ない。寄贈された資料、文書類は、彼が総領事兼公使として活躍した一八八一年から一八九八年までのものが中心である。日本におけるアーウィンに関する資料、

文書類は、外交史料館所蔵の外務省記録の中に「官約移民」に関する記録として「日本人民布哇国へ出稼一件」等がある他、総領事、公使の任免関係記録、叙勲関係記録等の中にもアーウィンに関する記録を見ることが出来る。また、外務省記録のほかには「三井文庫」に「アルウィンニ関スル書類」がある他、「三井物産日記」の中にもその名を見ることが出来るが、アーウィンに関する資料が今般寄贈された資料のようにまとまった形で公表されるのは初めてであろう。しかし、書簡にしても文書にしても、アーウィンに宛てられたものばかりであって、アーウィン自身が差し出したものは含まれていないため、アーウィンの考え方を直接知ることは残念ながら出来ない。

封筒を除いた資料三六九点の内訳は、英文が二三七点、和文が一二二点、仏文が一〇点である。英文の書簡は手書きの物が多く、判読の難しいものが少なくない。寄贈された資料の概要は次の通りである。

なお、寄贈された資料については、保管されていたままの区分方法(I-XIV)に従い、各文書、資料(封筒を含む)に受け入れ番号を付して、その内容と共に差出人及び受取人等を確認し、リストを作成した。末尾に掲載したリストは封筒及び判読不能の資料を除いたものである。

(1) 移民関係資料

アーウィンと言えば「官約移民」を連想するが、寄贈された文書、資料のうち「官約移民」を含む移民に関する資料は主にIV、V、VIIに分類されており、約一四〇点に及んでいる。

移民関係資料は、主にハワイ国内務省移民局からアーウィン宛の私信、公信等の書簡類であるので、当時のハワイ政府が日本人移民の誘致、処遇についてどのような対応をしようとしていたかを知ることができる。

その他には、移民事業の計算書、ハワイの農場主から日本人移民の就業状況を伝える報告書、日本人移民監督官長であった中山讓治から移民の定着率に関する報告書等も見られる。

和文の資料としては、移民希望者から「布哇国出稼人事務所」に宛てた往復葉書や送金受領書も残されている。

また、官約移民の研究において取り上げられることの多い監督、医師、通訳を整備するための費用の徴収に関する公文書等からは、日本とハワイの両国のそれぞれの思惑を伺い知ることが出来る。

分類Ⅴは移民を受け入れるにあつての各種手続書類である。この書類からは、当時の移民がハワイ入国に際しての手続きについて知ることが出来る。

(2) ハワイ国関係資料

一八九三（明治二六）年一月、親米派の推進した革命の勃発により王政が廃止され、革命派は仮政府を樹立した。その翌年七月四日、ハワイ共和国が誕生した後、一八九八年八月一二日にハワイはアメリカに併合されるが、この間のハワイ政体の変遷に関する文書が残されている。臨時政府樹立宣言書（X—1）、ハワイ共和国憲法を記した小冊子、また、新政府樹立を伝える文書等が多く残されており、米国に併

合される前のハワイ内政史を研究する上で重要な資料となろう。

(3) 招待状

アーウィンが外交官として「観桜会」、「観菊会」等へ招待された際の招待状がある（分類Ⅷ）。これらは総領事に任命された一八八四（明治一七）年から米布併合のため公使を解任される一八九八年までのものが主であり、招待状に同封されていた会場の赤坂離宮や浜離宮の入苑証、通行証等極めて珍しい資料が残されている。

(4) 領事官リスト

一八八七（明治二〇）年当時の日本駐在各国外交官・領事官のリスト（印刷されたもの）が三点残されていた（分類Ⅱ）。外交史料館に所蔵されている印刷物のリストは一九一一（明治四四）年のものが一番古く、今般寄贈されたりリスト三点は、明治期外交官・領事官リストとしては最も古いものとなる。

(5) 大日本帝国憲法（英訳）

一八八九（明治二二）年二月一日に発布された大日本帝国憲法、その他各種法律の英訳（印刷されたもの）の冊子が残されている（分類Ⅰ）。これらの入手に関する資料はないが、明治政府が成文憲法の発布に際し、外務省を通じ在京の各国外交代表に配布したものと思われるが、外交史料館所蔵記録の中にはこのような形の大日本帝国憲法の英訳は見あたらない。

(6) 叙勲関係

外交史料館所蔵記録によれば、アーウィンは一八八二（明治一五）

年に勲四等旭日小綬章を、一八八五年に「移民ノ件ニ便利ヲ致ス」として勲三等旭日綬章を、さらに一八八六年には「条約締結ト移民渡航引率」の功により勲二等旭日重光章を叙勲され、そして一八九二年には「日布両国交際上力」を尽くしたという理由で勲一等瑞宝章を、また、没後一九二五（大正一四）年には勲一等旭日大綬章を叙勲されているが、この寄贈資料の中には勲一等瑞宝章の叙勲を伝達する文書が残されている（分類 XIII）。

参考文献及び関係史料

一、論文、連載記事

- 松永 秀夫 「ハワイ移民と三井物産」(一一一〇)
 (三友新聞一九八五・八・八一〇・三一)
 松永 秀夫 「三井とハワイ」(一一一四)
 (三友新聞一九八三・四・二二一〇・六)
 島岡 宏 「初期ハワイ官約移民の窮状―契約不履行と井上勝之助特派遣―」
 (大阪学院大学人文自然論叢第一号一九八四・六)
 島岡 宏 「移民史の一視角―日本人にとつての移民―」
 (太平洋学会誌一九八五・七)
 島岡 宏 「ハワイ『官約移民制度』・『アーウィン・システム』とその崩壊」
 (大阪学院大学外国語論集第六号昭和五三年二月)
 島岡 宏 「ハワイ『官約移民』とロバート・ウォーカー・アーウィン」
 (大阪学院大学外国語論集第五号昭和五三年三月)
 児玉 正昭 「官約移民についての一考察―山口県を事例として―」

二、図 書
 (「瀬戸内海地域史研究」第一輯一九八七・一一・一〇)

アーウィン・ユキコ

『フランクリンの果実』

(文芸春秋社一九八八・五・一)

アラン・T・モリヤマ

『日米移民史学―日本・ハワイ・アメリカ』

(PMC出版一九八八・七・一一)

三、外交史料館所蔵外務省記録

- 三、八、二、三 「本邦移民布哇渡航一件」
 三、八、二、五―二 「日本人民布哇国へ出稼一件」〔別冊 雑之部〕
 三、八、二、五―六 同右〔別冊 福岡、山口、熊本、広島県等ノ人民無約定ニテ渡航ノ件〕
 三、八、二、五―一〇 同右〔別冊 糖業報告之件〕
 三、八、二、六 「海外出稼人取締ノ義ニ付開港市場並広島、山口、福岡、島根、鹿児島各県知事へ内訓一件」
 三、八、二、七 「日本人布哇国へ出稼一件」
 三、八、二、九 「布哇国へ本邦人出稼雑件」
 六、一、八、三一―五 「在本邦各国領事任免雑件」〔別冊 布哇国之部〕
 六、一、八、四―三 「在本邦各国公使任免雑件」〔別冊 布哇国之部〕
 六、二、一、五―七 「外国人叙勲雑件」〔別冊 米国人之部〕
 六、二、一、五―一五 同上〔別冊 布哇国人之部〕
 (記録整理・閲覧室)

受入番号	年	月	日	文書番号	和・英	差出人	受取人	内 容
I-1	1889	2	11		英訳			Imperial Oath at the Sanctuary of the Imperial Palace
I-2	1889	2	11		英訳			Imperial Speech on the Promulgation of the Constitution
I-3	1889	2	11		英訳			The Constitution of the Empire of Japan
I-4	1889	2	11		英訳			Law of the Houses
I-5	1889	2	11		英訳			Imperial Ordinance Concerning the House of Peers
I-6	1889	2	11		英訳			Law of Election for the Members of the House of Representatives
I-7	1889	2	11		英訳			Appendix of the Law of Election for the Members of the House of Representatives
I-8	1889	2	11		英訳			The Law of Finance
I-9	1873	—	—		英訳			Japanese Loan-1873-
II-1	1887	1	—		仏和			Liste des Consuls Etrangers (領事リスト)
II-2	1887	10	—		仏和			Liste des Consuls Etrangers (領事リスト)
II-3	1887	1	—		仏和			Liste des Presomes des Legations Etrangers au Japon
III-1	—	—	—		他			豊明殿 (写真)
III-2-1	1886	10	11		和	木村孝安	布哇国公使館	金160円受取書
III-2-2	1888	—	—		和	村山慎太郎		金? 15円 6月分学資資金
III-3	1886	6	30		和	外務省		外国人旅行免状 (第766号)
III-4	1874	8	31		和	神奈川県		地券地租心得書
III-5	1873	9	—		和	神奈川県		上島安三郎の(海外渡航)規則
III-6-1	1887	7	23	31	和	外務省		国内旅行旅票(布哇国弁理公使オルウケン氏)
III-6-2	1892	7	15	156	和	外務省		国内旅行旅票(布哇国弁理公使マルウケン氏夫人イキラルウケン氏)座席表?
III-7	—	—	—		和英			
IV-1	1887	9	28		英	伊藤博文	ブーウケン ブ哇国弁理公使	在布日本移民より医者、監督、通訳に対する資金徴収について
IV-2	1887	9	28		英	伊藤博文	ブーウケン ブ哇国弁理公使	在布日本移民より医者、監督、通訳に対する資金徴収について
IV-3-1	1894	9	11		英	さんのみや	ブーウケン ブ哇国弁理公使	本日の天皇陛下のスピーチのコピー送付

受入番号	年	月	日	文書番号	和・英	差出人	受取人	内容
IV-3-2	1894	9	11		英和	外務書記生 井上勝之助	布哇国弁理公使 ブーウアイソ	スピーチ 翌11日信任状奉呈の為の馬車について
IV-4-1	1894	9	10		英和	さんのみや 皇后宮大夫 香川敬三	ブ哇共和国弁理公使 ブーウアイソ	天皇、皇后との謁見について
IV-5	1898	9	27		英訳	皇后宮大夫 香川敬三	ブ哇共和国弁理公使 ブーウアイソ	皇后との謁見について
IV-6-1	1898	9	27		英和	皇后宮大夫 香川敬三	布哇共和国弁理公使 ブーウアイソ	皇后との謁見について
IV-6-2	1898	9	27		和	皇后宮大夫 香川敬三	布哇共和国弁理公使 ブーウアイソ	婦国参内、皇后との謁見について (10月4日)
IV-7-1	1898	9	30		英和	皇后宮大夫 香川敬三	布哇国弁理公使 ブーウアイソ	婦国参内親書奉呈、皇后との謁見について (10月4日)
IV-7-2	1898	9	30		和	皇后宮大夫 香川敬三	布哇国弁理公使 ブーウアイソ	布哇国の米国への併合(8/12)に伴い親書奉呈について了承
IV-8-1	1898	9	28		和	外務大臣 大隈重信	布哇国弁理公使 ブーウアイソ	布哇国の米国への併合に伴い親書奉呈について了承
IV-8-2	1898	9	28		英訳	外務大臣 大隈重信	布哇国弁理公使 ブーウアイソ	大統領サンホルド・ビー・ボールの信任状奉呈 (11日)
IV-10-1	1894	9	10		和	外務大臣 陸奥宗光	布哇国弁理公使 ブーウアイソ	名札
IV-11	—	—	—		英和	外務大臣 伊藤博文	布哇国弁理公使 ブーウアイソ	外務大臣新任(兼)の挨拶状
IV-12-1	1887	9	17		和	外務大臣 伊藤博文	布哇国弁理公使 ブーウアイソ	外務大臣新任(兼)の挨拶状
IV-12-2	1887	9	17		英訳	外務大臣 伊藤博文	布哇国弁理公使 ブーウアイソ	監督、医師、通訳に関する徴収金について
IV-13	1888	9	28		和	外務大臣 大隈重信	布哇国弁理公使 ブーウアイソ	布哇国憲法改正による日本移民の参政権問題について
IV-14	1888	9	29		和	親展送 670	布哇国弁理公使 ブーウアイソ	男子移民より65ポルを徴収する件については了承不可
IV-15-1	1890	7	31		和	親展送 453	布哇国弁理公使 ブーウアイソ	男子移民より65ポルを徴収する件については了承不可
IV-15-2	1890	7	31		英訳	外務大臣 青木周蔵	布哇国弁理公使 ブーウアイソ	男子移民より65ポルを徴収する件については了承不可

受入番号	年	月	日	文書番号	和・英	差出人	受取人	内容
IV-16-1	1894	4	10	親展送 29	和	外務大臣 陸奥宗光	布哇国弁理公使 ブーウイン	布哇国の日本国内における領事裁判権の放棄について深く感謝
IV-16-2	1894	4	10	親展送 29	英訳	外務大臣 陸奥宗光	布哇国弁理公使 ブーウイン	布哇国の日本国内における領事裁判権の放棄について深く感謝
IV-17-1	1890	4	14		和	布哇国弁理公使/移住 民局特派委員 神奈川県知事 浅田徳則	神奈川県知事 浅田徳則	移民数の追加
IV-17-2	1890	4	18		和	布哇国弁理公使/移住 民局特派委員 神奈川県知事 浅田徳則	布哇国弁理公使/移住 民局特派委員 浅田徳則	移民数の追加について政府に問い合わせたが困難
IV-17-3	1890	4	21		和	布哇国弁理公使/移住 民局特派委員 神奈川県知事 浅田徳則	神奈川県知事 浅田徳則	移民数の追加を是非願いたい
IV-17-4	1890	4	23		和	布哇国弁理公使/移住 民局特派委員 神奈川県知事 浅田徳則	布哇国弁理公使/移住 民局特派委員 浅田徳則	移民数の追加については承認し難い旨政府より訓令があり
V-1					英			Declaration as to Invoice for Entry into Ports of the Hawaiian Kingdom
V-2					英			Declaration as to Invoice for Entry into Ports of Hawaii
V-3					英			Declaration as to Invoice for Entry into Ports of Hawaii
V-4					英			Consulate General of Hawaii, Yokohama, Japan
V-5					英			Clean Bill of Health
V-6-1					英			Know All New by these Presents
V-6-2					英			Special Residence Bond
V-7					英			Application Accompanying a Bond for \$ 500 for a Premit for Six Months Residence in Hawaiian Islands
V-8					英			Affidavit of Witness to Departure/Chinese Bureau
V-9-1					英			Application for Return Permit
V-9-2					英			Permit No./C.H.No./Name/Guarantor
V-10					英			Port of... Visa of Bill of Health
V-11					英			Republic of Hawaii/Supplemental Bill of Health Port of Yokohama, Japan
V-12-1					英			Chinese Bureau/Department of Foreign Affairs

受入番号	年	月	日	文書番号	和・英	差出人	受取人	内容
V-12-2					英			<p>Application for Certificate Naturalized Citizen (裏面) Chinese Bureau, Department of Foreign Affairs Application for Laborer's Permit (裏面) Chinese Return Permittession Laws of 1892 and 1893 (裏面) Minor's Permits (裏面) 条約書の上に書かれたメモ</p>
V-13-1				2425	英 英 英			
V-13-2					英 英 英			
V-14-1					中英			
V-14-2				451	英 英 英			
V-15-1					英 英 英			
V-15-2					英			
V-16					英			
VI-1	1884	4	26		英	イアウケケア	井上 馨	
VI-2-1	1884	9	30		英 英	ブーヴ	アークイン	
VI-3-1	1882	2	10		英 英 英	布哇国内務省	布哇国総領事 アークイン	
VI-5	1887	9	23		英 英 英			
VI-6	1886	5	30		英 英 英	井上 馨	アークイン	
VI-7	1885	7	22		英 英 英	ギブソン	井上 馨	
VI-8	1885	7	25		英 英 英	ギブソン布哇国外相	井上勝之助 特別委員	
VI-9	1884	9	29		英 英			
VI-10-1	1888	2	28		英	アーステイン外相	布哇国弁理公使 アークイン	
VI-10-2	1888	2	28		英 英 英	布哇国外務省書記官	アークイン	
VI-11	1885	4	15	6	英 英 英	井上 馨	アークイン	
VI-12	1887	9	28	852	英 英	青木周蔵	布哇国弁理公使 アークイン	
VI-14	1888	10	30		英	カラカウア布哇国王 アーステイン外相	明治天皇	
VI-15	1889	3	7		英	アーステイン外相	布哇国弁理公使 アークイン	
VI-16	1891	4	23		英	青木周蔵	布哇国弁理公使 アークイン	

受入番号	年	月	日	文書番号	和・英	差出人	受取人	内容
VII-17	1885	10	17		英	ロバートソン	布哇国弁理公使 アークライン	Draft of a Convention between Japan and the Hawaii 女王の地震の写真集受領の報告
VII-18	1892	9	9		英	布哇国外務省		Memorandum (Confidential)
VII-19	1892	7	28		英			
VII-1-1	1882	4	10		英	布哇国内務省 移民局	布哇国弁理公使 アークライン	余剰米の輸出について
VII-7-1	1891	10	22		英	布哇国内務省 移民局	布哇国弁理公使 アークライン	移民の送出について(女子移民も含む) 第20回移民 移民送出について(山下丸乗船分?) 第19回分の就業状況
VII-8-1	1891	6	24		英	布哇国内務省 スベングサー	アークライン	第19回船三池丸の計算書
VII-9	1891	5	29		英	布哇国内務省 テーラー	アークライン	第19回船移民の就業状況
VII-10	1891	8	18		英	布哇国内務省 移民局	布哇国弁理公使 アークライン	第19回船移民の計算書同封の件
VII-11	1891	8	18		英	布哇国内務省 移民局	布哇国弁理公使 アークライン	第18回移民の計算書同封の件
VII-12	1891	10	15		英	布哇国内務省 移民局	布哇国弁理公使 アークライン	年内にもう1回移民送出願いたい
VII-14-1	1893	10	9		英	布哇国弁理公使 アークライン	布哇国内務省 移民部長 計算書	第25回移民に対するピシヨツテ商会への支払(米金貨 58762.5) に関し
VII-14-2	1893	—	—		英	—	—	Labor Contract
VII-15	—	—	—		英	—	—	Plantation Labor
VII-16	—	—	—		英	—	—	第20回船移民について、最近の移民状況
VII-17	1891	10	24		英	ブテ国内務省 移民局	ブテ国内務省 移民局	第20回移民送出要請の書簡同封
VII-18	1891	10	24		英	ブテ国内務省 移民局	ブテ国内務省 移民局	第20回移民送出要請の書簡同封
VII-19	1891	10	15		英	ブテ国内務省 移民局	ブテ国内務省 移民局	第18回移民に関する米の需要
VII-20-2	—	—	—		英	ブテ国内務省 移民局	ブテ国内務省 移民局	日本移民送出に関する許可(?)
VII-20-3	—	—	—		英	ブテ国内務省 移民局	ブテ国内務省 移民局	日本移民の労賃に関するメモ
VII-20-4	—	—	—		英	ブテ国内務省 移民局	ブテ国内務省 移民局	移民労働者の労働状況に関する契約
VII-20-5	—	—	—		英	ブテ国内務省 移民局	ブテ国内務省 移民局	Planters Labor & Supply Co. から日本移民の労働状況報告

受入番号	年	月	日	文書番号	和・英	差出人	受取人	内 容
VII-20-6	—	—	—		英	布哇国移民部長 ブッシュ	布哇国内務省移民局 カベナ	日本移民送出の特派に任命
VII-20-7	1881	1	14		英	布哇国外務大臣	布哇国総領事 ブーウイン ブーウイン	1864.12.13と6.23のハワイ移民条約の修正案
VII-20-8	1880	12	24		英			ハワイの外国人労働者法の修正案
VII-25-1	1881	12	3		英	布哇国内務省移民 ブーウイン	ブーウイン	Notice to Mariners
VII-25-2	1881	12	12		英			Notice to Mariners (VII-25-1) の送付
VII-25-3	—	6	21		英	布哇国内務省 ブーウイン	ブーウイン	三池丸乗船の移民について
VII-28-1	1891	6	24		英			山城丸乗船第19回移民について？
VII-29-2	1894	4	16		英	布哇国外務省	布哇国弁理公使 ブーウイン	“Act Relating to the Landing of Aliens” のコピ―10部送付
VII-29-3	1894	—	—		英	パテイ／パブリック Planter's Labor & Supply Co	布哇国弁理公使 ブーウイン	By Authority Act 66/An Act Relating to the Landing Aliens
VII-30-1	1891	6	23		英			為替手形の発送について？
VII-30-2	1882	4	8		英	Planter's Labor & Supply Co	布哇国総領事 ブーウイン	在長崎使節に対する文書同封
VII-30-3	1882	4	8		英	三井物産 益田 孝	ブーウイン	日本移民獲得に関し
VII-30-4	1890	4	19		英			青木との会談について
VII-30-5	—	—	—		英	安藤五郎	ブーウイン	Yasuya Uchida/Attache to the Legation Japan の名刺
VII-31	—	—	—		英			Loan £3,000,000 6%, Linking Fund 1%
VII-32	1886	2	21		英	青木周蔵	布哇国公使館	外務大臣の賛同を得るための工作について
VII-33-1	1890	4	13		英			移民送出の件不許可について
VII-33-2	1890	4	28		英	青木周蔵	布哇国公使館	神奈川県知事との手紙(移民送出許可について)
VII-33-3	1893	6	30		英	かわだ(医務監督)	中山移民監督長	1892.4-1893.3.31の日本移民の健康状況年間報告
VII-33-4	1890	3	31		英	中山讓治移民監督長	サーストン移民局長	第1回移民から11回移民までの状況調査(定着率等)

受入番号	年	月	日	文書番号	和・英	差出人	受取人	内容
VII-33-5	—	—	—		英	ケエルソン?	アークイン	メモ
VII-33-6	1895	12	—		英	ハックフェルド CO.	アークイン	メモ
VII-33-8	1895	12	—		英			Agricultural Laborers under a New Form of Contract Offered...
VII-33-9	1895	12	—		英			K. Ogura Co's New Plan for Furnishing Labores to the Planters
VII-34-2	1885	6	17		英布	布哇国最高裁判所判事		英語、布哇語を理解しない者に対して通訳をつける件
VII-34-5	1884	12	20		英	三井物産 益田 孝	アークイン	井上の渡韓/7,000ドルの収益金受領
VII-34-6	—	—	—		英			中山讓治からの報告書
VII-34-7-1	—	—	—		英			Protection of Japanese Residents in Hawaii
VII-34-7-2	—	—	—		英			Establishment of a New Bureau for Japanese Immigration
VII-35-1	1888	7	4		和	北島常泰	布哇国出稼人事務所	証金80円85銭の受領書
VII-35-2	1890	7	3		和	中沢彦吉代理中村広吉	布哇国出稼人事務所	金67円50銭長野桂次二郎からの送金受領書
VII-35-3	1888	7	4		和	上村亀吉	布哇国出稼人事務所	金60円上村林三郎よりの送金受領書
VII-35-4-1	1888	7	3		和	川村?	布哇国出稼人事務所	金18円50銭川村?よりの送金受領書
VII-35-4-2	1888	7	4		和	野中真和	布哇国出稼人事務所	金50円送金受領書
VII-35-4-3	1888	7	3		和	高谷利及	布哇国出稼人事務所	金25円70銭、36円75銭、38円90銭受領書
VII-35-4-4	1888	7	4		和	?	布哇国出稼人事務所	受領書
VII-35-4-5	1888	7	4		和	原 三吉	布哇国出稼人事務所	受領書
VII-35-4-6	1888	7	4		和	池田とめ	布哇国出稼人事務所	金61円25銭受領書
VII-35-4-7	1888	7	3		和	堀内和義	布哇国出稼人事務所	金33円78銭受領書
VII-35-5-1	—	—	—		和	中沢彦吉		委任状 (中村広吉)
VII-35-5-2	1888	7	3		和	隈川宗治		委任状 (高谷利及)
VII-35-5-3	1888	7	4		和	北島常泰		委任状 (西久保佐一)
VII-35-5-4	1888	7	4		和	原 三吉		委任状 (小峰栄治郎)
VII-35-6-1	1887	7	29		和			往復葉書
VII-35-6-2	1887	9	25		和	安森善三郎	布哇国公使館出稼人事務所	往復葉書

受入番号	年	月	日	文書番号	和・英	差出人	受取人	内容
VII-35-6-3	1887	10	4		和	飯田良蔵、黒岩和助	アークイン顧問	往復葉書
VII-35-6-4	1888	6	27		和			往復葉書
VII-35-6-5	1887	9	6		和			往復葉書
VII-36-1	1884	9	22		英	パラス米国領事	布哇国弁理公使 アークイン	'Yokohama Foreign Settlement..'の送付
VII-36-2	—	—	—		英和			横浜外国人居留地街名之図
VII-37-1-1	1884	9	8		英	布哇国外務省ブライウン	布哇国弁理公使 アークイン	移民条約第6条と医師、監督の整備等について
VII-37-1-2	1884	9	8		英			Article 6
VII-38	1888	3	29		英	ながりょう？	布哇国弁理公使 アークイン	アークイン帰朝後のハウイ及移民の報告と移民システムについての意見
VII-39	1887	4	12		英	ギブソン他	布哇国内務大臣 サーストン	各種報告書 (複数人)
VII-40-1	1882	—	—		英			Memorandum to Mr. Nagasaki
VII-41-1	1886	9	8		和	在布哇日本総領事館 張所	在東京布哇移住民局	出稼ぎ人の送金について
VII-41-2	1886	7	20		和	外第408号 神奈川県令沖守固	在布哇国総領事 安藤太郎	出稼ぎ人の送金について
VII-44-1-1	1888	2	29		英	布哇国内務大臣 サーストン	布哇国弁理公使 アークイン	送出国数と布哇国が希望する移民数との違い、女子の船賃等
VII-44-1-2	1888	2	24		英	スボルディンズ	布哇国内務大臣 サーストン	移民会社からの苦情等 (移民数、移民の食費等)
VII-44-1-3	1888	2	24		英	スボルディンズ	布哇国内務大臣 アトクオータ	移民会社からの苦情等 (移民数、移民の食費等)
VII-45-1	1888	3	1		英	ウエフソ	アークイン	引き取る移民数について
VII-46-1	1887	12	22		英	随意渡航人	日本移住民監査官長	(印刷) 米金貨20\$ 領収、月75セント返済の契約書
VII-46-2	1887	12	12		英	随時渡航人	日本移住民監査官長	(印刷) 米金貨60\$ 領収、月2ドル50セント返済の契約書
VII-47-1	1886	9	7		和	在布哇中山和吉朗？		移民に関する報告書
VII-48	1896	3	3		英	W.M.G.アークイン 商会	アークイン	Japan Emigration Co & Ogura & Co の協定は遂行された

受入番号	年	月	日	文書番号	和・英	差出人	受取人	内容
VII-49-1	1896	2	4		英	W.M.G.アークイン 商会	日本移民合資会社	Japan Emigration Co & Ogura & Co. の協定について
VII-49-2	1896	1	31	Copy	英	小倉商会	W.M.G.アークイン商会	耕主と貴社との契約、布哇国政府の許可、雇用耕主のリスト 受領
VII-51-1	1895	12	27		英	W.M.G.アークイン商会	日本移民合資会社	156名移民送付について
VII-51-2	1895	12	27		英	W.M.G.アークイン商会	日本移民合資会社	156名追加の件？
VII-52-1-1	1895	11	2		英	W.M.G.アークイン商会		新計画について
VII-52-1-2	—	—	—		英			Plantation Labor 移民送付教について
VII-53-1	1895	11	21		英	W.M.G.アークイン商会	日本移民合資会社	電報(682人の求人開始。詳細はアークインからの手紙を待つ)
VII-53-2	1895	11	20	Copy	英	アークイン	布哇国弁理公使 アークイン	682人の求人について
VII-54-1	1895	11	22		英	W.M.G.アークイン商会	布哇国弁理公使 アークイン	General Statement of Japanese Immigrants in Hawaiian Islands
VII-55-1	1894	1	22		英	中山讓治		臨時政府樹立の報告
VII-56-1	1894	2	15		英	布哇臨時政府外務大臣 ハックチ	布哇国弁理公使 アークイン	デシヨツク銀行の預金口座への支払い完了の報告
VII-56-2	1894	1	24		英	布哇臨時政府外務大臣 ラクター	布哇国弁理公使 アークイン	General Statement of Japanese Immigrants in Hawaiian Islands
VII-57-1	1894	3	31		英			S.S.Oceanic Voyage 83, 1893.11.24-12.3
VII-58-1	1893	11	24		英			Occidental & Oriental Steamship Co./Oceanic Voy.83.
VII-58-2	1893	11	24		英			12/15書状受領/500 \$ 口座振込
VII-60	1888	12	28		英	布哇国外務大臣 アークイン	布哇国弁理公使 アークイン	送金
VII-61-1	1888	4	16		英			移民の送金分の為替送付について
VII-61-2	1888	3	13		英			送金
VII-62-2	—	—	—		英	日本人移民監督長 中山讓治	布哇国弁理公使 アークイン	Agreement
VII-62-7	1898	8	23		英			The Japan Daily Mail. 新聞切り抜き

受入番号	年	月	日	文書番号	和・英	差出人	受取人	内容
VII-62-10	1897	10	9		英	司法長官スミス	アークライン	日布間移民問題抗争の調停条約の必要性について
VII-63	1897	10	26		英	アームストロング	アークライン	新聞広告について？
VII-64-1	1885	6	—		英			決算報告表
VII-64-2	1886	1	—		英			決算報告表
VIII-1	1882	5	20		英	布哇国外務大臣 ギブソン	横浜駐在布哇国総領事 アークライン	各大臣任命の通知
VIII-2	1882	4	10		英	布哇国外務大臣 クリン	横浜駐在布哇国総領事 アークライン	長崎領事の着任について
VIII-3	1881	5	7		英	布哇国外務大臣 クリン	横浜駐在布哇国総領事 アークライン	総領事任命について
VIII-4	1881	1	18		英	布哇国外務大臣 クリン	横浜駐在布哇国総領事 アークライン	布哇国皇帝の海外旅行と日本訪問
VIII-5	1881	1	17		英	布哇国外務大臣 クリン		布哇国皇帝の海外旅行に関する文書 (印刷)
VIII-6	—	—	—		英			Draft Immigration Convention (Copy)
VIII-7	—	—	—		英			Separate Article Proposed by R.W.Irwin
VIII-8-1	1882	9	25		英	布哇共和国外務大臣 クーパー	清国皇帝	親書
VIII-10	1898	8	19		英	布哇共和国外務大臣 クーパー	アークライン	共和制施行に伴うアークラインの再任命
VIII-11	1886	10	1		英	布哇国王カラウア ／外務大臣ギブソン		新条約について (英訳)
VIII-12	1885	10	14		英	布哇国王カラウア ／外務大臣ギブソン		任命状
VIII-13	1886	3	13		英	布哇国王カラウア ／外務大臣ギブソン		任命状
VIII-14	1884	6	11		英	布哇国王カラウア ／外務大臣ギブソン		任命状
VIII-15-1	1886	3	4		英	布哇国王カラウア ／外務大臣ギブソン	安藤太郎	批准のこと
VIII-15-2	1886	3	5		英			渡航条約締結と批准のこと
VIII-16-1	1886	3	6		英			1886.1.28 東京にて調印の条約書批准について

受入番号	年	月	日	文書番号	和・英	差出人	受取人	内容
VIII-16-2	1886	3	6		英	ギブソン	安藤大郎	1886.1.28 東京にて調印の条約書批准について
VIII-17	1886	3	5		英	ギブソン	井上 馨	渡航条約批准の件
VIII-18	1886	3	5		英	布哇王国王カラカウア /ギブソン		渡航条約批准の件
VIII-19	1888	10	31		英	布哇共和国大統領 トール		アークインを High Grand Officer に任ずる
VIII-20-1	1894	7	7		英	布哇共和国大統領 トール		アークインを布哇共和国の公使に任命する
VIII-21	1894	7	7		英	布哇共和国大統領 トール		アークインを布哇共和国の弁理公使に任命する
VIII-22	1892	10	4		英	ロバートソン	アークイン	女王からの伝言について
VIII-23-1	1893	1	24		英	布哇共和国大統領 トール	陸奥宗光	臨時政府樹立の報告？
VIII-24	1900	6	9		英	長崎駐在布哇国領事 リーカー	アークイン	長崎離任の時期について
VIII-25	1900	6	18		英	長崎駐在布哇国領事 リーカー	アークイン	長崎領事館の閉鎖
VIII-26	—	—	—		英			条約？
IX-1-1	1892	12	21	11	和	陸奥宗光	布哇国弁理公使 アークイン	芝区神谷町失火の罹災者に対し200円の救助金／木杯賞状授与
IX-1-2	1892	12	21	11	英訳	陸奥宗光	布哇国弁理公使 アークイン	芝区神谷町失火の罹災者に対し200円の救助金／木杯賞状授与
IX-1-3	1892	12	21		和	賞勲局西園寺他	賞勲局	木杯、辞令書受領の証
IX-2	1892	11	10		和	賞勲局西園寺他	布哇国弁理公使 アークイン	芝区神谷町失火の罹災者に対し救助金200円／木杯賞状授与
IX-3-1	1883	1	1	1	和	神奈川県令沖守固	布哇国総領事 アークイン	新年の挨拶
IX-3-2	1883	1	1	1	英訳	神奈川県令沖守固	布哇国総領事 アークイン	新年の挨拶
IX-4-1	1882	2	3	3	和	神奈川県令沖守固	布哇国総領事 アークイン	布哇国皇帝来訪の際依頼の日本の献物、地震の図面受け取り要請

受入番号	年	月	日	文書番号	和・英	差出人	受取人	内 容
IX-4-2	1882	2	3	3	英訳	神奈川県令沖守固	布哇国総領事 アークライン	布哇国皇帝来訪の際依頼の日本の鉱物、地震の図面受け取り要 請
IX-4-3	1882	2	3		英	神奈川県令沖代理	布哇国総領事 アークライン	A Set of Specimens of Japanese Mineral
IX-5-1	1881	12	5	9	和	神奈川県令沖代理	布哇国総領事 アークライン	流行中のトラホーム衰退について
IX-5-2	1881	12	5	9	英訳	神奈川県令沖代理	布哇国総領事 アークライン	流行中のトラホーム衰退について
IX-6-1	1900	6	14	1	和	神奈川県知事 浅田徳則	布哇共和国総領事 アークライン	布哇国総領事庁閉鎖の訓令と施行について
IX-8	1891	10	26		和	實業局西園寺他	布哇国弁理公使 アークライン	麻布区の飯倉町の失火罹災者に対する救助金200円／木杯下賜
IX-9	1891	4	1	四発133	和	東京府知事千家尊福	布哇国総領事アークライン	外国船舶検査申請督促
IX-10-2	1884	11	19	6	和英	神奈川県令沖守固	布哇国総領事アークライン	移民送出に関し締結する条約について
IX-11-1	1882	6	3	6	和	神奈川県令沖守固	布哇国総領事アークライン	トラホーム蔓延のため船舶検査実施について
IX-11-2	1882	6	3	6	英訳	神奈川県令沖守固	布哇国総領事アークライン	トラホーム蔓延のため船舶検査実施について
IX-11-3	1882	6	3		和		布哇国総領事アークライン	(甲) 某地入港船舶検査手続
IX-11-4	1882	6	3		和		布哇国総領事アークライン	(乙) 外国船舶検査手続
IX-11-5	1882	6	3		和		布哇国総領事アークライン	(丙) 某港へ到着する船舶の船長に示す
IX-12	1884	2	21		和	東京府知事芳川顕正	布哇国総領事アークライン	府下居留残区の競賃の通知
IX-14-1	1895	12	26	送5	和	外務大臣代理文部大臣 西園寺公望	布哇国弁理公使 アークライン	28日皇帝陛下の議会開院式に大礼服着用にて参院のこと
IX-14-2	1895	12	27		和	外務大臣代理文部大臣 西園寺公望	布哇国書記官 アークライン	28日皇帝陛下の議会開院式に夫人は参観不可
IX-15-1	1891	12	15	送17	和	外務大臣榎本武揚	布哇国弁理公使 アークライン	麻布区飯倉町失火罹災者に対する救助金200円／木杯下賜
IX-15-2	1891	12	15	送17	英訳	外務大臣榎本武揚	布哇国弁理公使 アークライン	麻布区飯倉町失火罹災者に対する救助金200円／木杯下賜
IX-16-1	1885	1	15	1	和	神奈川県令沖守固	布哇国総領事アークライン	在留布哇国人調査依頼について
IX-16-2	1885	1	15	1	英訳	神奈川県令沖守固	布哇国総領事アークライン	在留布哇国人調査依頼について
IX-17-1	1890	1	9		英	さんのみや	布哇国弁理公使 アークライン	切符を同封する

受入番号	年	月	日	文書番号	和・英	差出人	受取人	内容
IX-17-2	1890	1	9	29	和			阪下門通用通行券 (布哇公使館員)
IX-17-3	1890	1	9	30	和			阪下門通用通行券 (布哇公使館員)
IX-17-5	1890	3	10		和			本大臣宛御封書巻通 (宮内省領収書)
IX-18-1	1881	8	27	12097	和	東京府知事 松田道之	布哇国総領事代理 ブーウアイソ	在留布哇人調査回答督促
IX-18-2	1881	8	27	12097	英訳	東京府知事 松田道之	布哇国総領事代理 ブーウアイソ	在留布哇人調査回答督促
IX-19-1	1894	1	25	1	和	外務大臣 陸奥宗光	ブーウアイソ 布哇国弁理公使 ブーウアイソ	皇帝皇后陛下結婚25周年御祝儀について
IX-20-1	1893	12	16		英	外務省	布哇共和国書記官	年末年始の閉省の通知
IX-23	—	—	—	—	英	斎藤修一郎	ブーウアイソ	井上 馨が面会できない旨連絡
X-1	1893	1	17		英	布哇臨時政府官僚		布哇国臨時政府樹立宣言書
X-2	1894	7	4		英			Constitution of the Republic of Hawaii
X-3-1	1893	2	—		英	ニューアソソ		新政府樹立について
X-3-2	1893	2	—		英	ニューアソソ		新政府樹立について
X-4	1894	2	—		英			Report on the Hawaiian Islands by the Committee of Foreign Affairs
X-5	1884	—	—		英			The Honolulu Almanac and Directory for the Year of Our Lord 1884
X-6	1893	—	—		英			The Hawaii Question/An Open Letter to Secretary Gresham
X-7-1	—	—	—		英	ギブソソ		未記入の信任状?
X-7-2	—	—	—		英			未記入の招待状 (ハワイ公使館晚餐会)
X-7-3	—	—	—		英			His Hawaiian Majesty's Minister of Foreign Affairs の名刺
X-7-4	—	—	—		英			未記入の鹿鳴館ダイナーの招待状
X-7-5	1883	3	30		英			Hawaiian Diplomatic and Consular Uniform
X-8-1	1893	1	17		英			Proclamation Establishing a Provisional Government at the Hawaiian Islands

受入番号	年	月	日	文書番号	和・英	差出人	受取人	内容
X-8-2	1893	1	17		英			Recognition of the Provisional Government by the Diplomatic and Consular
X-8-3	1893	8	14		英	布哇共和国外務大臣	布哇共和国弁理公使 ブーウイン	ホールを神戸の布哇副領事として任命する
X-8-4	1893	8	16		英	布哇共和国ローレン 外務大臣ギブソン	布哇共和国弁理公使 ブーウイン	ホールを神戸の布哇副領事として任命する
X-9-1	1882	9	25		英	布哇国王カラカウア 外務大臣ギブソン	清国皇帝	カペナ前外務大臣の公使就任について？
X-9-2	1883	2	12		英			布哇国王戴冠式招待状
XI-1-1	1886	10	1		英	クライトン	外務大臣 井上 馨	条約締結について Treaty of Friendship, Commerce, and Navigation, between Japan and the Hawaiian Islands
XI-1-2	1881	5	17		英			
XII-1-1	1919	11	13		和	波多野敬直宮内庁子爵	勲一等ブーウイン& 夫人 三娘	観菊会招待状(11/21)
XII-2-1	1898	4	28		和	三宮義胤式部長男爵	布哇国弁理公使 ブーウイン	観桜会招待状(4/28)
XII-3-1	1898	4	23		和	三宮義胤式部長男爵	布哇国弁理公使 ブーウイン	桜花参観証交付について(4/28)
XII-3-2	1898	4	28		和			浜離宮観桜会之証
XII-4-1	1898	4	23		和	宮内大臣田中光顯子爵	布哇国弁理公使 ブーウイン	観桜会の通知(4/28)
XII-5-1	1896	11	5		和			赤坂離宮での観菊会招待状(11/11)
XII-5-2	1896	11	5		和			赤坂離宮での観菊会入苑証
XII-6-1	1896	10	28		和			天長節への招請(11/3)
XII-7-1	1896	4	18		和			浜離宮観桜会招待状(4/23)
XII-7-2	1896	4	18		和			観桜会入苑証
XII-7-3	1896	4	18		和			観桜会注意書き

受入番号	年	月	日	文書番号	和・英	差出人	受取人	内容
XII-8-1	1896	2	3		和		布哇共和国弁理公使 ブーウイン	紀元節宴会招待状(2/11)
XII-9-1	1895	12	26		和		布哇共和国弁理公使 ブーウイン	宮中新年宴会招待状(1/6)
XII-10-1	1892	12	26		和		布哇国弁理公使 ブーウイン	宮中新年宴会招待状(1/5)
XII-11-1	1893	11	4		和		布哇国総領事 ブーウイン	赤坂離宮観菊会招待状(11/10)
XII-11-2	1893	11	4		和		布哇国総領事 ブーウイン	注意書き
XII-12-1	1893	4	14		和		布哇国総領事 ブーウイン	浜離宮観桜会招待状(4/21)
XII-12-2	1893	4	14		和		布哇国弁理公使 ブーウイン	注意書き
XII-13-1	1891	11	4		和		布哇国弁理公使 ブーウイン	赤坂離宮観菊招待状(11/10)
XII-13-2	1891	11	4		和		布哇国弁理公使 ブーウイン	注意書き
XII-14-1	1891	4	17		和		布哇国弁理公使 ブーウイン	浜離宮観桜会招待状(4/22)
XII-14-2	1891	4	17		和		布哇国弁理公使 ブーウイン	注意書き
XII-15-1	1889	12	27		和	式部長侯爵 鍋島直大	布哇国弁理公使 ブーウイン	新年祝賀通知(1/1)
XII-16	1889	4	15		和		布哇国弁理公使 ブーウイン	浜離宮観桜会招待状(4/24)
XII-17	1889	2	11		和		布哇国弁理公使 ブーウイン	紀元2549年晩餐会メニュー
XII-18	—	—	—		和		布哇国弁理公使 ブーウイン	舞楽目録
XII-19-1	1889	1	15		和	有栖川宮別当子爵 山尾庸三	布哇国弁理公使 ブーウイン	一品熾仁親王主催晩餐会招待状(1/23)
XII-20-1	1896	3	14		和	小松宮別当男爵 高崎正風	布哇共和国弁理公使 ブーウイン	影仁親王主催晩餐会招待状(3/26赤坂離宮)
XII-20-2	1896	3	26		和		布哇共和国弁理公使 ブーウイン	メニュー
XII-20-3	1896	3	26		和		布哇共和国弁理公使 ブーウイン	席札?

受入番号	年	月	日	文書番号	和・英	差出人	受取人	内容
XII-21	1896	2	17		仏			
XII-22-1	1898	5	7		和	有栖川宮別当 斎藤桃太郎	布哇国弁理公使 デーウアイソ	メニユー 威仁親王主催晩餐会招待状(5/23)
XII-23-1	1889	1	14		和	宮内大臣子爵 土方久元	布哇国弁理公使 デーウアイソ	一番町官舎晩餐会招待状(1/31)
XII-24-1	1897	11	29		和	宮内大臣伯爵 土方光元	布哇共和国弁理公使 デーウアイソ	一番町官舎晩餐会(2/16)
XII-24-2	1897	11	29		和			メモ 永田町官邸晩餐会招待状(11/14)
XII-25	1893	11	2		和	内閣総理大臣伯爵 伊藤博文	布哇国弁理公使 デーウアイソ	尊都30年祝賀会招待状(4/10)
XII-26	1898	4	6		和	尊都30年祝賀会会長 岡部長義	布哇弁理公使 デーウアイソ	
XII-27	1898	10	25		英	神奈川県 神奈川県	布哇総領事 デーウアイソ	天長節の朝食招待状(11/3)
XII-28	—	—	—		英	神奈川県 外務省	布哇総領事 デーウアイソ	天長節の朝食招待状(11/3)
XII-30	1888	—	—		仏			天長節招待状(11/3)
XII-31-1	1889	2	1		和	公爵三條實美	布哇国総領事 デーウアイソ	鹿鳴館晩餐会招待状(2/19)
XII-32-1	1884	4	17		和	宮内卿伊藤博文	布哇国弁理公使 デーウアイソ	浜離宮観桜会招待状(4/25)
XII-32-3	1884	4	17		和			メモ2点 浜離宮観桜会招待状(5/5)
XII-33-1	1885	4	30		和	宮内卿伊藤博文	布哇国代表公使 デーウアイソ	
XII-33-3	1885	4	30		和			メモ 天長節祝宴招待状(11/3)
XII-34-1	1888	10	27		和			浜離宮観桜会招待状(4/19)
XII-35-1	1888	4	13		和			浜離宮観桜会招待状(4/19)
XII-35-2	1888	4	13		和			浜離宮観桜会招待状(4/19)
XII-36-1	1888	11	1		和		布哇国弁理公使 デーウアイソ	観菊会招待状(11/8)

受入番号	年	月	日	文書番号	和・英	差出人	受取人	内容
XII-36-2	1888	11	1		和			メモ
XII-37-1	1888	12	27		和		布哇国弁理公使 ブーウエイン	宮中新年会招待状(1889.1.5)
XII-38-1	1888	2	5		和		布哇国弁理公使 ブーウエイン	宮中晩餐会招待状(2/11)憲法発布
XII-38-2	1888	2	5		和			メモ
XIII-1-1	1892	4	6	送2号	和	榎本外相	布哇国弁理公使 ブーウエイン	勲一等瑞宝賞贈与の伝達
XIII-1-2	1892	4	6	送2号	英訳	榎本外相	布哇国弁理公使 ブーウエイン	勲一等瑞宝賞贈与の伝達
XIII-2-1	1892	4	23	送3号	和	榎本外相	布哇国弁理公使 ブーウエイン	勲一等瑞宝賞贈与の伝達
XIII-2-2	1892	4	23	送3号	英訳	榎本外相	布哇国弁理公使 ブーウエイン	勲一等瑞宝賞贈与の伝達
XIV-1-1	1881	7	11		和			オピン氏日本国在留布哇国総領事認可状